

2019 年度事業報告等

I 事業報告

第1 はじめに

2019 年度は、新たに中央労働災害防止協会事業を活用し、安全パトロールや現場の実情を踏まえた研修会を実施して業界の安全衛生水準の底上げに取り組むとともに、外国政府の輸入禁止の影響で国内で処理すべき廃プラスチック類等が増大して不法投棄が懸念される状況を踏まえた要望活動など、業界を取り巻く課題の解決に向け積極的に取り組んだ。

その他、不適正処理防止パトロールや排出事業者等に対する相談事業、産業廃棄物処理に係る知識修得を目的とした研修会等、産業廃棄物の適正処理及び資源循環を促進する諸事業を関係機関と連携しながら引き続き実施した。

第2 公益目的事業の推進

1 適正処理推進事業

(1) 廃棄物の不適正処理防止パトロール事業

廃棄物の不法投棄及び野焼き行為等不適正処理を防止し、生活環境の保全及び快適な府民生活の実現等に貢献するため、京都府内全域にわたる不適正処理防止パトロールを実施し、廃棄物の不適正事案の実態を把握するとともに、パトロール中に発見した 16 箇所及び不適正処理事案の概要を記録して行政当局に情報提供した。

区分（班編成）	京都市	乙訓・山城北	山城南	南丹	北部	合計
通報件数	1	4	2	6	3	16件

また、2019 年 6 月 27 日には京都府と合同で府内を 4 班編成（広域振興局単位：山城、南丹、中丹、丹後）でパトロールし、パトロール終了後にショッピングセンターや JR の駅等で「不法投棄をしない！させない！許さない！」と書いた啓発物品等を配布し、街頭啓発を行った。

地域	山城	南丹	中丹	丹後	合計
実施地域	長岡京市 大山崎町 宇治田原町 宇治市	南丹市	福知山市 綾部市	京丹後市 与謝野町 宮津市	
件数	6 箇所	3 箇所	6 箇所	6 箇所	21 箇所

(2) 産業廃棄物管理票普及促進事業

産業廃棄物の不法投棄等不適正処理の防止と排出事業者の責任による適正処理に向け、廃棄物処理法に定められた産業廃棄物管理票（マニフェスト）の頒布、廃棄物の不適正処理防止パトロール及び教育研修等を通じた産業廃棄物管理票の普及促進を積極的に推進した。

また、産業廃棄物管理票の手続きの簡素化等に対応するシステム（電子マニフェスト）への加入を促進するため、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター、公益社団法人全国産業資源循環連合会と連携し、「導入実務研修会」及び「操作体験セミナー」を開催した。

ア 産業廃棄物管理票普及状況 (部)

区 分		普及部数
普及促進状況	直行単票	73,900
	直行連続票	122,000
	積替保管単票	14,700
	積替保管連続票	28,500
	建設系単票	238,700
	建設系連続票	129,000
合 計		606,800

イ 管理票普及先の会員及び非会員別 (部)

区 分	普及部数
会 員	187,900
非 会 員	418,900
合 計	606,800

ウ 非会員の業種別内訳 (部)

区 分	普及部数
建 設 業	310,200
廃棄物処理業者	56,200
製 造 業	19,500
自 治 体	4,700
医療・福祉関係者	500
そ の 他	27,800
合 計	418,900

エ 電子マニフェスト導入説明会実施状況

区分・実施日	研修内容	受講者数
[導入実務研修会] 2019年9月19日 (於:京都テルサ)	電子マニフェストの仕組みと導入メリットの説明、紙マニフェストから電子マニフェストへの円滑な移行方法、業界別の具体的な運用方法等	49人
2020年1月28日 (於:京都テルサ)		44人
[操作体験セミナー] 2020年2月17日 (於:㈱アイシーエル)	電子マニフェストのデモシステムを利用した操作体験を行い、操作性や電子マニフェスト利用のメリットを体験	20人

(3) 産業廃棄物処理に係る安全衛生推進事業

2019年度は、2017年度を初年度とする3カ年の労働災害防止計画の最終年度として、新たに中央労働災害防止協会が実施する「企業・業界団体等安全衛生総合支援事業」を活用し、積極的に労働災害防止対策を推進した。

当該事業では、「産業廃棄物処理施設安全パトロール」として4つのモデル事業場を訪問して中央労働災害防止協会の専門家が現状把握やアドバイスを実施したほか、実際の現場を踏まえて得られたさまざまな留意事項を踏まえた効果的な安全衛生研修会を以下のとおり実施し、業界全体の安全衛生水準の向上に取り組んだ。

さらに、安全衛生活動の現状調査のほか、労働安全啓発ポスターや安全衛生ステッカーの配布等も行った。

実施日	研修内容	受講者数
2020年2月13日 (於:京都テルサ)	研修1「産業廃棄物処理業の安全衛生管理～労働安全衛生法との関わり～」 ① 小規模事業場における安全衛生管理と作業管理について ② 労働安全衛生法と安全衛生教育について 研修2「産業廃棄物処理施設における安全衛生パトロールの実例」 ① 産業廃棄物事業場の安全衛生パトロール実施報告	48人

(4) 災害廃棄物処理協力支援事業

京都府防災会議が、長岡京市、向日市、大山崎町の各防災会議とともに、2019年9月1日に村田機械株式会社総合グラウンド等を主会場として実施した令和元年度京都府総合防災訓練に参加した。

訓練は、地震及び水害の複合災害の発生を想定し、防災関係機関及び地域住民が一体となった総合的な訓練を実施することにより、防災関係機関相互の連携強化及び府民の防災意識の高揚を図り、被害の減少につなげることを目的として行われ、消防や警察、自衛隊、医療機関、ライフライン関係企業、地元自治会等が参加した。

当協会からは、ホームケルン株式会社が「脱着装置付コンテナ専用車」「ユニック車」各1台を村田機械の総合グラウンドで展示し、多くの方々にご覧いただき、復旧活動への安心感を醸成した。

その他、全国産業資源循環連合会近畿地域協議会の各府県協会が連携し、近畿統一様式による災害廃棄物処理能力調査を実施した。

(5) 表彰事業

表彰規定に基づき、産業廃棄物の適正処理に寄与した功労者、優良事業者等を表彰するため、理事会で最終決定した功労者2名、優良事業所6社、優良従事者8名、協会運営功労者3名に表彰状を、2018年7月豪雨災害廃棄物処理支援活動に参加した10社に感謝状を、環境省、京都府から表彰された2名に祝賀祝金を贈呈し、会報「都」に掲載して行政機関等へ周知した。

(6) 適正処理推進の広報啓発事業

2019年11月13日に京都府知事を代表者とする「不法投棄等撲滅京都府民会議」の総会及び講演会が開催された。

京都府から不法投棄対策等について説明があり、当協会からは不適正処理防止パトロールや適正処理推進の研修会の実施、産業廃棄物管理票の適正使用の啓発、様々な相談指導や啓発活動の取組などについて報告した。

総会終了後、「海ごみ問題の現状と課題について」を演題とした講演会が行われ、当協会会員が受講して見識を深めた。

また、2019年11月4日に開催された「世界の京都・まちの美化市民総行動～楽しくきれいを広げよう～京都・まち美化大作戦」には、当協会から88名が参加し、開会セレモニー終了後、梅小路公園から小坂公園までの約1kmにおいて清掃活動を行った。

さらに、協会として行政機関や公益社団法人全国産業資源循環連合会等から入手した関係法令や各種支援事業に関する情報等を、協会ホームページに迅速に掲載し広く周知を図った。

2 指導教育事業

(1) 調査研究及び普及啓発事業

京都府民、京都市民が環境について楽しみながら学び、考えることができる参加・体験型イベント「京都環境フェスティバル 2019」に参加した。

同イベントは、京都府や当協会等で構成されている京都環境フェスティバル実行委員会が、2019年12月7日～8日に京都府総合見本市会館で開催し、約2万人が来場した。

当協会のブースでは、会員が取組むリサイクル事業に関するパネルや商品を紹介するとともに、その展示を見て回答いただくクイズラリーを実施し、多くの方に楽しみながら学んでいただいた。

クイズラリーの参加者にプレゼントした SANPAI キャラクターズのキーホルダーも好評で、当協会のブースには2日間あわせて654名の方が訪れた。

開催に当たっては、会員事業所で環境対策に積極的な取組を展開している株式会社カーボテック、浜田化学株式会社京都営業所、伏見クリエイト株式会社、千両松地域エコ協議会（株式会社アダチ、アプナップ株式会社、株式会社京都環境保全公社、旭興産業株式会社、株式会社新関西テクニカ、有限会社千両松、日本ウエスト株式会社、光アスコン株式会社、木材開発株式会社京都工場、株式会社山文、株式会社山本清掃、株式会社友邦、和宏産業株式会社、有限会社エコティック山根商店）の協力を得て、パネル展示や来場者への説明等を行った。

その他、青年部による、夏休み親子向け施設見学バスツアーを2019年8月3日に実施した。見学先は、浜田化学株式会社リサイクルセンター及びアサヒ飲料明石工場（三ツ矢サイダーミュージアム）で、参加者は子供22人、大人20人の計42人であった。

なお、例年京都市と共催して実施している「環境フォーラムきょうと」は、2020年3月7日にイオンモール KYOTO で開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため急遽中止となった。

(2) 相談指導事業

産業廃棄物排出事業者、産業廃棄物処理業者及び府民等からの産業廃棄物の処理要領、産業廃棄物処理業の許可申請、委託契約書の作成要領、産業廃棄物管理票の作成要領、廃棄物のリサイクル方法等各種相談に対応し適切な指導・助言を行った。また、一般社団法人京都府産業廃棄物 3R 支援センターと協働して産業廃棄物 3R 情報の提供等を行った。

なお、2019年度中に対応した相談受理件数は延べ1,671件で、その種別は、許可申請等講習会関係1,075件、産業廃棄物処理業者の照会548件、法律等事項関係16件、処理方法12件、処理実務関係（委託契約書、管理票（マ

ニフェスト)) 20 件となっており、広く府・市民に対しても指導、助言を行い、産業廃棄物の適正処理の推進に寄与した。

また、一般社団法人京都府産業廃棄物 3R 支援センターからの受託事業として「京都府産業廃棄物 3R 情報提供等事業」を実施し、協会職員による窓口相談や今後の 3R 支援策を関係機関で検討する会議の開催のほか、京都府内では処理先が少ない品目の許可を有する京都府近隣の処理業者を対象に、リサイクルへの取組みを主とする処理状況の調査を行った。

(3) 教育研修事業

産業廃棄物の適正処理を通じた環境の保全及び持続可能な資源循環型社会の形成、産業廃棄物処理業の適正な管理運営、資源循環型社会における産業廃棄物処理業に係る人材の育成に貢献すべく、京都府及び京都市の後援のもと、以下の 3 コースの研修を開催した。教育研修の実施日、研修内容、受講申込方法等を広報し、産業廃棄物排出事業者、産業廃棄物処理業者及び府民等からの受講を募った。

まず、廃棄物処理法のポイントを体系的に学ぶとともに、実務担当者に必要とされる知識の修得を目的とした「実務者コース」を開催した。

次に、産業廃棄物処理に関する基礎知識の定着を図ることを目的とした「徹底学習!!「実務者コース」フォローアップ研修」を実施した。

さらに、産業廃棄物業界及び排出事業者の経営層から管理者までを主な対象者として、業界のリーダーとしての資質の向上を図ることを目的とした「経営者・管理者コース」を実施した。

なお、「実務者コース」及び「フォローアップ研修」においては CPDS 認定研修として取扱い、研修会受講メリットを上げた。

区分・実施日	教育研修内容	受講者数
[実務者コース] 2019 年 9 月 5 日 (於:京都商工会議所)	① 産業廃棄物処理の基礎 ~廃棄物処理法を中心に~ ② 産業廃棄物処理事務の実務 ~委託契約書・マニフェスト・帳簿~	64 人 ・会員 49 人 ・非会員 15 人
[徹底学習!!「実務者コース」 フォローアップ研修] 2019 年 11 月 6 日 (於:京都テルサ)	① ここがポイント!!産業廃棄物 処理の基礎 ② 徹底学習!! “実践 委託契約 書・マニフェスト”	48 人 ・会員 30 人 ・非会員 18 人

<p>[経営者・管理者コース] 2019年11月8日 (於:京都リサーチパーク)</p>	<p>① 産業廃棄物処理業界の課題 と今後 ～産廃プラの国内問題を中心に～ ③ 事業承継・資産承継に向けて ～今から準備すべきこと～</p>	<p>36人 ・会員 29人 ・非会員 7人</p>
--	--	------------------------------------

第3 相互扶助事業

1 許可申請等講習会への支援事業

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが京都リサーチパークにおいて産業廃棄物処理業許可及び更新許可に係る申請者等を対象に実施する講習会の受講申請受理及び会場設営への支援事業を実施した。

なお、許可申請等講習会への受講者数は延べ1,340人であった。

区 分		実 施 日	受講者数
新 規	収集運搬業	2019年5月9日～10日	144人
		2019年9月11日～12日	142人
		2020年2月26日～27日	142人
	処分業	2020年3月3日～6日	115人
更 新	収集運搬業	2019年5月22日	143人
		2019年7月25日	145人
		2019年10月29日	147人
		2020年3月12日	125人
	処分業	2019年6月12日～13日	91人
特別管理産業廃棄物 管理責任者		2019年5月21日	146人
合 計		10回	延べ1,340人

2 組織強化事業

(1) 会員への支援活動

京都府知事及び京都市長から産業廃棄物処理業の許可を取得している会員に対し許可期限の通知と講習会受講を勧奨したほか、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施する更新許可に係る講習会への迅速な受講手続きを行った。また、会員が取得する許可内容を随時更新してホームページで広報するとともに、産業廃棄物排出事業者等からの548件に及ぶ処理委託先照会に対し産業廃棄物の種類に応じて会員事業所を教示して委託契約の締結を促した。

(2) 経営事項審査（経審）に係る証明書の発行

災害廃棄物処理協力支援事業に資機材及び出動人員を提供する予定の会員が、建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定に基づき、経営事項審査を受ける場合に、同審査において社会性等の評価点として加点となる証明書を 12 件発行し、会員の事業活動を支援した。

(3) 会報「都」の発行

会員の身近な情報機関誌として、第 7 回定時総会の報告、行政関係の情報、許可更新等講習会の開催日程、産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法、教育研修会の開催、行政当局と連携した行事の開催状況、安全衛生研修会、青年部の活動、会員企業やその従業員の紹介等を掲載した会報「都」を年 2 回発行した。

(4) 行政機関、公益社団法人全国産業資源循環連合会等からの情報の周知

行政機関、公益社団法人全国産業資源循環連合会等からの「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令及び各種支援事業に関する情報を、文書の送付や協会ホームページへの掲載を通じて会員に周知した。

(5) 会員証の発行

産業廃棄物の適正処理推進事業、産業廃棄物の適正処理に係る調査研究及び教育研修事業等を行うことにより、産業廃棄物の適正処理の確保、不法投棄の防止及び資源循環等の取り組みを推進し、不特定多数の方の利益の増進に寄与する公益目的事業を主たる目的とする、社会的信頼の高い協会の会員であることを証する会員証を作成し、会員に交付した。

(6) 青年部の育成

産業廃棄物処理業界の次代を担う人材を育成するための事業を積極的に展開した。2019 年 11 月 6 日には、「災害発生時における初動マニュアル(家庭版)について」をテーマに、近年多発する災害に備えるため、全国産業資源循環連合会青年部協議会発行の初動マニュアルを基に勉強会を実施したほか、夏休み親子向け施設見学バスツアーの企画運営や京都環境フェスティバル 2019 への運営協力など、協会の広報啓発においても大きな成果を挙げた。

第 4 関係機関との連携強化

1 行政機関との連携

(1) 三者合同会議の開催等

2020 年 1 月 22 日、京都府公館において京都府及び京都市の担当課との三者合同会議が開催された。協会からは「協会の組織強化に対する更なる支援要

請」、「産業廃棄物処理施設設置に関する地元同意書の必要性」、「産業廃棄物処理設備更新に関する変更手続きの緩和」、「産業廃棄物排出事業者に対する廃棄物の適切な分別指導等の実施」、「大規模水害等に速やかに対応できる協力体制づくり」の5点について、要望や問題提起を行い協議した。また、京都府、京都市からもそれぞれの施策に関する説明があり、意見交換を行い情報共有を図った。

なお、本会議に先立つ1月7日には、協会から京都府及び京都市に対し、産業廃棄物に該当する廃プラスチック類の一般廃棄物処理施設における処理に関する要望書を提出した。

(2) 教育研修への講師招聘

当協会が実施する各種研修会に下表のとおり行政当局担当者を講師として招聘し、知識・能力の向上を図った。

実施時期	講師	研修内容
2019年9月	京都府職員	産業廃棄物処理の基礎 (法令に基づく基礎的事項)
2019年11月	京都市職員	産業廃棄物処理の基礎 (法令に基づく重点ポイント)

(3) 産業廃棄物処理に係る意見交換の場への参加

2019年10月16日にリーガロイヤルホテル京都において、環境省と近畿各府県、京都市、大阪市、堺市、神戸市の産業廃棄物所管課、全国産業資源循環連合会、近畿各協会が参加して意見交換が行われ、当協会から役員10名が出席した。

2 公益社団法人全国産業資源循環連合会との連携

(1) 公益社団法人全国産業資源循環連合会役員としての活動

当協会会長が、公益社団法人全国産業資源循環連合会の理事として業務を執行するとともに、同連合会が設置した建設廃棄物部会副部長及び同部会混合廃棄物分科会座長として、建設系産業廃棄物処理に係る課題等を取り纏め、連合会としての要望活動等に寄与した。

(2) 産業廃棄物処理に係る国政情報の迅速な収集

廃棄物処理法改正、環境関係法令及び関連通知等国等の動向について随時迅速な情報の提供を受け事業に反映させた。

(3) 公益社団法人全国産業資源循環連合会他が主催した「第18回産業廃棄物と

環境を考える全国大会」への参加

2019年11月15日に神戸市で開催され、協会から2名が出席した。

(4) 近畿地域協議会への参加

公益社団法人全国産業資源循環連合会に所属する近畿地域協議会は、2019年度中に3回開催された。

これに役員等が出席し、外国政府の輸入禁止に伴う国内で処理すべき廃プラスチックの増加や災害への対応力強化など、産業廃棄物処理業界を取り巻く課題について情報共有や意見交換を行った。

第5 役員及び委員会の活動

1 常任理事会及び理事会の開催

協会事業の重要案件を協議するため、常任理事会を開催して処理方針を決定し理事会に報告した。また、理事会は奇数月の第三火曜日を開催日と定め、行政当局との連携、教育研修の実施、業界の安全衛生水準の向上、入会会員及び表彰候補者の決定等について審議し、協会事業の活動方針を決定した。

2 委員会の活動

(1) 総務委員会

事業計画の検証、財務管理、公益法人認定基準を満たす事業活動の推進、被表彰者の選考等について協議し、事業計画に基づく協会事業を効率的に推進した。

(2) 教育研修委員会

2019年度中に実施する研修会事業計画等について協議し、産業廃棄物処理業に携わる方々のより一層の知識、能力の向上を図るため、受講者の要望に対応した「実務者」、「実務者フォローアップ」、「経営者管理者」の3コースの研修会を実施した。

(3) 適正処理推進委員会

不適正処理防止パトロールで行政当局への情報提供を行い、京都府との合同パトロールや啓発活動でも行政当局と連携した取り組みを推進した。

(4) 安全衛生委員会

2017年度を初年度とする3カ年の労働災害防止計画の最終年度として、新たに中央労働災害防止協会が実施する「企業・業界団体等安全衛生総合支援事業」を活用し、積極的に労働災害防止対策を推進した。

(5) 広報委員会

京都府環境フェスティバル実行委員会が開催した「京都環境フェスティバル2019」に出展したほか、会員事業所の業務管理及び教育の推進等に資するため、会報「都」を発行した。

第6 その他活動

協会事業や産業廃棄物処理業界への理解及び廃棄物適正処理の推進を図るため、不法投棄等撲滅京都府民会議、京都市産業廃棄物3R推進会議に担当者を派遣したほか、会長が一般社団法人京都府産業廃棄物3R支援センターの役員として処理業者の立場で提言を行うなど、諸活動を展開し産業廃棄物適正処理の推進に貢献した。

II 附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項がないため、事業報告の附属明細書は作成していない。